

鞍手町町勢要覧作成業務委託仕様書

鞍手町が事業者へ委託する町勢要覧作成業務の仕様は、次のとおりとする。

1. 業務名

鞍手町町勢要覧作成業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

ただし、後述の3.（3）に係る成果品は令和6年12月13日（金）までに納入

3. 業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとする。

（1）町勢要覧及び概要版の作成

①企画・デザイン作成

町勢要覧及び概要版を作成するため、写真撮影や取材等を含めた資料収集、企画、構成、編集、原稿作成、デザイン、レイアウト等の一切を行う。資料は、本町が所有しているもので提供可能なものがある場合は、必要に応じて提供する。

なお、次の事項は必ず掲載するものとする。

ア 町の概要

イ アクセス、地図

ウ 町章、コミュニケーションマーク（ふっくらくらて）

エ 花木、花

オ 地域資源（自然、歴史、文化、伝統、食、都市基盤・インフラ、地場産業、物産、代表的イベント等）

カ 主要施策（子育て支援、移住・定住施策、小学校統合等）

キ 新庁舎（令和6年10月完成、令和7年1月開庁予定）

ク 年表、町制施行70周年に関すること

②印刷・製本

次の仕様で印刷・製本するものとする。

【町勢要覧】

ア サイズ A4判

イ ページ数 40ページ程度（表紙・裏表紙を含む）

ウ 印刷部数 1,000部

エ 用紙 表紙 マットコート紙 135kg

本文 マットコート紙 110kg

オ 色 数 4色（オールカラー）
カ 製 本 無線綴じ

【概要版】

ア サ イ ズ A4判
イ ページ数 8ページ（表紙・裏表紙を含む）
ウ 印刷部数 2,000部
エ 用 紙 マットコート紙90kg
オ 色 数 4色（オールカラー）
カ 製 本 中綴じ

③PDF ファイルの作成

町勢要覧及び概要版それぞれに係る高解像度（300dpi程度）のPDFファイルと低解像度のPDFファイルを作成する。低解像度のものはホームページ掲載用とし、ディスプレイへの表示や印刷で判別、判読可能な程度のものであるとする。

(2) 別冊・統計資料編の作成

①企画・デザイン作成

本町の人口や産業、財政などに関する統計データをまとめた統計資料編を作成するため、企画、構成、編集、原稿作成、デザイン、レイアウト等の一切を行う。統計データは、本町から提供する。

②印刷・製本

次の仕様で印刷・製本するものとする。

ア サ イ ズ B5判
イ ページ数 8ページ程度（表紙・裏表紙を含む）
ウ 印刷部数 1,000部
エ 用 紙 色上質紙 中厚口
オ 色 数 1色
カ 製 本 中綴じ

③PDF ファイルの作成

高解像度（300dpi程度）のPDFファイルと低解像度のPDFファイルを作成する。低解像度のものはホームページ掲載用とし、ディスプレイへの表示や印刷で判別、判読可能な程度のものであるとする。

(3) 庁舎概要フライヤーの作成

①企画・デザイン作成

令和7年1月開庁予定の新庁舎の概要をまとめたフライヤーを作成するため、写真撮影、企画、構成、編集、原稿作成、デザイン、レイアウト等の一切を行う。なお、本町が所有している情報は、必要に応じて提供する。

②印刷

次の仕様で印刷するものとする。

ア サイズ等	A4判両面
イ 印刷部数	1,000部
ウ 用紙	マットコート紙110kg
エ 色数	4色(オールカラー)

③PDFファイルの作成

高解像度(300dpi程度)のPDFファイルと低解像度のPDFファイルを作成する。低解像度のものはホームページ掲載用とし、ディスプレイへの表示や印刷で判別、判読可能な程度のもとする。

(4) デジタルブックの作成

上記(1)で作成した町勢要覧(概要版を除く)をPDFファイルとは別にホームページに掲載するため、ページめくりが可能なデジタルブックを作成する。

4. 実施スケジュール

受託者は、本業務を履行期間内に実施し、完了すること。なお、履行期間中に定期的に対面又はオンラインによる打合せを実施するものとし、完了までのスケジュールは鞍手町と受託者が協議の上、決定する。

5. 成果品

受託者は、次の成果品を本町に納入すること。

(1) 上記3.(1)～(3)で作成した印刷物

(2) 上記3.(1)～(3)に係るPDFファイル、入稿データ、画像データ、イラストデータ等の電子データ及び3.(4)で作成したデジタルブックデータを収録したDVD-R

6. 成果品の権利関係

本業務の実施に伴う成果品の所有権は、全て鞍手町に帰属するものとする。また、成果品に係る著作権は、納品時に鞍手町に無償で譲渡されるものとする。この場合において、受託者は、当該成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

7. 協議

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じた場合又は業務の細部について指示を要する場合は、鞍手町に確認すること。